

○一般任期付職員給与規程

平成19年 2月 1日

平成18年度規程第19号

一部改正	平成19年 8月 1日	平成19年度規程第7号
一部改正	平成20年 2月 1日	平成19年度規程第46号
一部改正	平成20年 3月 31日	平成19年度規程第54号
一部改正	平成21年 3月 31日	平成20年度規程第44号
一部改正	平成21年 12月 1日	平成21年度規程第40号
一部改正	平成22年 3月 31日	平成21年度規程第64号
一部改正	平成22年 6月 30日	平成22年度規程第23号
一部改正	平成22年 12月 1日	平成22年度規程第43号
一部改正	平成24年 6月 13日	平成24年度規程第8号
一部改正	平成25年 3月 31日	平成24年度規程第42号
一部改正	平成26年 9月 30日	平成26年度規程第11号
一部改正	平成26年 11月 30日	平成26年度規程第18号
一部改正	平成27年 3月 31日	平成26年度規程第55号
一部改正	平成28年 2月 29日	平成27年度規程第22号
一部改正	平成28年 11月 30日	平成28年度規程第13号
一部改正	平成28年 12月 28日	平成28年度規程第26号
一部改正	平成29年 3月 15日	平成28年度規程第35号
一部改正	平成29年 12月 31日	平成29年度規程第9号
一部改正	平成30年 12月 31日	平成30年度規程第15号
一部改正	2019年 11月 30日	2019年度規程第20号
一部改正	2021年 3月 31日	2020年度規程第52号
一部改正	2022年 5月 31日	2022年度規程第6号
一部改正	2022年 6月 30日	2022年度規程第23号
一部改正	2022年 9月 30日	2022年度規程第31号
一部改正	2022年 11月 30日	2022年度規程第39号
一部改正	2023年 11月 30日	2023年度規程第14号
一部改正	2024年 12月 31日	2024年度規程第47号
一部改正	2025年 3月 19日	2024年度規程第68号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の業務に従事し任期の定めのある職員（以下「一般任期付職員」という。）の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 一般任期付職員の給与は、次の区分のとおりとする。

- 一 俸給
- 二 諸手当

特別都市手当
超過勤務手当
深夜勤務手当
通勤手当
住居手当

三 賞与

(扶養手当)

第2条の2 有期雇用職員の無期雇用への転換に関する機構達に基づき無期雇用転換を承諾された職員（以下、無期雇用転換職員という）については、前条の区分に加えて扶養手当を支給する。

(俸給の決定)

第3条 俸給の月額は、その職務内容を考慮して、別表第1の職員俸給表により定める号俸の額とする。

2 前項に定めるほか、その職務に応じて、俸給の月額に加え、理事長が別に定める額を職務加算として支給することができる。

(給与の支給日等)

第4条 給与（賞与を除く。）は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が一般任付職員就業規則（平成18年規程第17号。以下「一般任付職員就業規則」という。）第9条で準用する就業規則（平成15年度規程第8号。以下「就業規則」という。）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 超過勤務手当、深夜勤務手当及び第14第2項に規定する給与は、その月の分を翌月における前項に定める日に支給する。

3 給与は、一般任付職員の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。

4 法令等に基づき一般任付職員の給与から控除すべきものがある場合には、その一般任付職員に支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

(特別昇給)

第4条の2 理事長は、一般任付職員各人の業績評価等の結果に基づき、その者を昇給させることができる。

(給与の減額)

第5条 一般任付職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない時間に第9条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して支給する。

(日割計算)

第6条 月の途中で異動を生じたときの一般任付職員の俸給の月額は、日割

計算をもって計算した額とする。

- 2 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(特別都市手当)

第8条 特別都市手当は、別表第2に掲げる支給地域に所在する事務所に在勤する一般任期付職員に支給する。

- 2 特別都市手当の月額、俸給の月額に、別表第2に掲げる支給地域に応じてそれぞれ同表に掲げる支給割合（以下「都市手当割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 無期雇用転換職員において扶養手当が支給されている場合は、月額に加算する。

(超過勤務手当)

第9条 超過勤務手当は、一般任期付職員就業規則第9条第3号で準用する就業規則第7条の規定により時間外勤務又は休日勤務を命ぜられた一般任期付職員に支給する。

- 2 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間を勤務1時間当たりの給与額に乗じて得た額に、次表に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

	勤務の区分	支給割合
1	休日以外の日における時間外勤務	100分の125（勤務の区分1、2及び5の合計が1月60時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあっては、100分の150）
2	休日（一般任期付職員就業規則第9条第2号で準用する就業規則第6条第1項第1号に規定する日曜日以外の休日という。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。）	100分の135（勤務の区分1、2及び5の合計が1月60時間（労働基準法第32条に定

		める労働時間内の時間外勤務を含む。)を超える場合にあっては、100分の150)
3	休日（一般任期付職員就業規則第9条第2号で準用する就業規則第6条第1項第1号に規定する日曜日をいう。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。）	100分の135
4	就業規則第5条の2に規定するフレックスタイム制度の適用を受ける職員における精算期間の総労働時間を超える勤務	100分の125 （勤務の区分4の合計が60時間を超える場合にあっては、100分の150)
5	日曜日から始まる一週間において、休日以外の日における所定勤務時間の合計が、40時間を超える勤務（年次休暇を除き、休日に勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合の休日における所定勤務時間を含む。また、フレックス制度の適用を受ける職員を除く。）	100分の25（勤務の区分1、2及び5の合計が1月60時間 （労働基準法第32条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあっては、100分の50)

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに都市手当割合を乗じて得た額の合計額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除した額とする。

（深夜勤務手当）

第9条の2 深夜勤務手当は、一般任期付職員が、22時から翌日の5時までの間に勤務した全時間を前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に乘じて得た額に、100分の25を乘じて得た額を支給する。

（通勤手当）

第10条 通勤手当については、職員給与規程第19条の規定を準用する。

（住居手当）

第10条の2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、

月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている一般任期付職員（機構の宿舍の使用を許可され、使用料を支払っている職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。）に対し、別に定めるところにより支給する。

（扶養手当の支給）

第 11 条 第 2 条 2 項に規定する無期雇用転換職員に対する扶養手当の支給にあたっては職員給与規程及び職員給与規程に関する機構達を準用する。

（賞与）

第 12 条 賞与は、年 2 回、6 月 1 日及び 12 月 1 日（退職した一般任期付職員にあつては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する一般任期付職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

2 基準日に在職する一般任期付職員のうち、次の各号の一に該当する一般任期付職員には賞与を支給しない。

一 無給休職者

二 育児休業者（一般任期付職員就業規則第 11 条第 1 項に該当する一般任期付職員をいう）及び出生時育児休業者（同条第 2 項に該当する職員をいう。）ただし、基準日以前 6 ヶ月以内の期間において勤務した時間がある一般任期付職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

三 停職者（一般任期付職員就業規則第 9 条第 9 号で準用する就業規則第 34 条第 1 項第 4 号の規定に該当する一般任期付職員をいう。）

3 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の 6 月 1 日及び 12 月 1 日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。

4 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における一般任期付職員の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。

5 賞与基礎月額は、俸給の月額及びこれに特別都市手当割合を乗じて得た額の合計額とする。

6 年度の途中で退職した一般任期付職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

7 無期雇用転換職員の算定基礎額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。

一 俸給及び扶養手当を合算した額

二 前号の額に都市手当割合を乗じて得た額

（介護休業者等の給与）

第 13 条 一般任期付職員が一般任期付職員就業規則第 9 条第 8 号で準用する就業規則第 31 条の 2 に規定する介護休業等により勤務しない場合は、第 5 条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第 9 条第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（育児休業者等の給与）

第14条 一般任期付職員就業規則第11条の規定に基づき育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

一 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第12条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている一般任期付職員のうち、基準日前6カ月以内の期間において勤務した日数がある一般任期付職員には、当該日数に係る賞与を支給する。なお、この場合における勤務した日数には、就業規則に関する機構達（平成15年度機構達第3号）第22条の2の規定により出生時育児休業中に勤務した日数を含むものとする。

二 一般任期付職員就業規則第11条第5項第1号により勤務しない場合は、第5条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第9条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

2 就業規則に関する機構達第22条の2の規定により出生時育児休業期間中に勤務する場合の給与については、前項第1号又は第10条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 当該勤務する時間に第9条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を支給する。

二 出生時育児休業等に伴い第10条に規定にする通勤手当の支給を受けない月に当該勤務のために通勤することとなった場合には、同条において準用する職員給与規程第19条第3号の規定の例に準じて算出した通勤手当の月額を支給する。

（退職及び死亡の場合の支給）

第15条 休職期間満了による退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、第6条の規定にかかわらず、その者の退職又は死亡した日を含む当該月分の給与を支給することができる。

（雑則）

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年8月1日平成19年度規程第7号）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年2月1日平成19年度規程第46号）

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

1 本給与規程は、平成20年2月1日以降に契約又は本給与規程の内容に基づく契約更新を行った一般任期付職員に対して適用されるものとする。

本給与規程の適用を受けない一般任期付職員については、平成21年1月31日以前に行う契約更新日の前日までは平成19年8月1日付の一般任期付職員給与規程（平成19年度規程第7号）の適用を受けるものとする。

2 平成20年3月31日までの期間においては、第8条第2項に規定する別

表第2の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の8
神奈川県川崎市	100分の6
大阪府大阪市	100分の6
福岡県福岡市	100分の2

附 則（平成20年3月31日平成19年度規程第54号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日までの期間においては、第8条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の10
神奈川県川崎市	100分の6
大阪府大阪市	100分の7
福岡県福岡市	100分の3

附 則（平成21年3月31日平成20年度規程第44号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日までの期間においては、第8条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の11
神奈川県川崎市	100分の6
大阪府大阪市	100分の8
福岡県福岡市	100分の4

附 則（平成21年12月1日平成21年度規程第40号）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成21年12月に支給する賞与の額は、第11条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給及び特別都市手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつ

た期間がある職員にあっては、当該期間を考慮した月数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.24 を乗じて得た額

附 則 (平成21年3月31日平成21年度規程第64号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日平成22年度規程第23号)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日平成22年度規程第43号)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受け一般任付職員(以下「減額改定対象職員」という。)の平成22年12月に支給する賞与の額は、第11条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者)にあっては、その減額改定対象職員となった日)において、減額改定対象職員が受けるべき俸給の月額及び特別都市手当の月額の合計額に100分の0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の一般任付職員であった期間がある一般任付職員にあっては、当該期間を考慮した月数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.28 を乗じて得た額

附 則 (平成24年6月13日平成24年度規程第8号)

1 この規程は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の別表第1の俸給表を平成24年4月1日から適用することにより生ずる差額の減額方法については別に定める。

3 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、別表第1の俸給表の適用を受け一般任付職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の4.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

4 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 特別都市手当 当該一般任付職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に100分の4.77 を乗じて得た額

二 賞与 当該一般任付職員が受けるべき賞与の額に、100分の9.77 を乗

じて得た額

- 三 第12条第1項及び同条第2項の表第1号から第4号の規定により支給される給与 当該一般任期付職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第12条第1項又は同条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月に達するまでに該当する場合 前項及び第2号に定める額
 - ロ 第12条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月を超え満3年に達するまでに該当する場合又は同項同表第2号 前項及び第2号に定める額に100分の70を乗じて得た額
 - ハ 第12条第2項の表第3号 前項及び第2号に定める額に100分の50を乗じて得た額
 - ニ 第12条第2項の表第4号 前項及び第2号に定める額に、同号の規定により当該一般任期付職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額
- 5 特例期間においては、第5条、第9条第2項、第13条及び第14条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条第3項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の4.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 第3項、第4項各号及び前項の規定により計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25年3月31日平成24年度規程第42号）

この規程は、平成25年3月31日から施行する。

附 則（平成26年9月30日平成26年度規程第11号）

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日より前から引き続いて病気欠勤を取得している場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月30日平成26年度規程第18号）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成26年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成27年3月31日平成26年度規程第55号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により改正後の俸給月額が施行日前日に受けていた俸給月額を下回る一般任期付職員については、第3条に規定する別表第1にかかわらず、改正前の別表第1を適用し施行日前日に受けていた等級号俸による俸給月額を適用する。

- 3 平成30年3月31日までの間、第8条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

附 則（平成28年2月29日平成27年度規程22号）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年3月改正規程附則第3項中「平成30年3月31日までの間」を「平成28年3月31日までの間」に改め、「100分12」を「100分の12.5」に改め、「100分の7」を「100分の9」に改め、「100分の9」を「100分の9.5」に改める。
- 3 平成28年3月31日までの間、別表第1の俸給表は次表に掲げる俸給表を適用する。

号俵	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		号俵
	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	
1	436,000		373,600		321,500		259,300		194,500		132,500		1
2	438,500	2,500	376,100	2,500	324,100	2,600	261,800	2,500	197,500	3,000	134,100	1,600	2
3	441,100	2,600	378,500	2,400	326,600	2,500	264,200	2,400	200,500	3,000	135,600	1,500	3
4	443,600	2,500	381,100	2,600	329,200	2,600	266,600	2,400	203,500	3,000	137,300	1,700	4
5	445,900	2,300	383,600	2,500	331,700	2,500	269,000	2,400	206,500	3,000	138,900	1,600	5
6	448,300	2,400	386,100	2,500	334,000	2,300	271,500	2,500	209,400	2,900	140,500	1,600	6
7	450,600	2,300	388,600	2,500	336,300	2,300	274,100	2,600	212,300	2,900	142,200	1,700	7
8	453,000	2,400	390,900	2,300	338,700	2,400	276,600	2,500	215,200	2,900	143,900	1,700	8
9	455,400	2,400	393,400	2,500	341,000	2,300	279,200	2,600	218,100	2,900	145,600	1,700	9
10	457,800	2,400	395,700	2,300	343,300	2,300	281,700	2,500	220,800	2,700	147,300	1,700	10
11	460,200	2,400	398,200	2,500	345,600	2,300	284,100	2,400	223,400	2,600	149,000	1,700	11
12	462,500	2,300	400,600	2,400	347,700	2,100	286,500	2,400	226,000	2,600	150,700	1,700	12
13	464,700	2,200	402,900	2,300	349,700	2,000	289,000	2,500	228,500	2,500	152,400	1,700	13
14	467,100	2,400	404,900	2,000	351,900	2,200	291,200	2,200	231,000	2,500	154,100	1,700	14
15	469,300	2,200	407,000	2,100	354,000	2,100	293,400	2,200	233,500	2,500	155,700	1,600	15
16	471,600	2,300	409,200	2,200	356,100	2,100	295,700	2,300	235,900	2,400	157,500	1,800	16
17	473,900	2,300	411,200	2,000	358,300	2,200	297,900	2,200	238,300	2,400	159,200	1,700	17
18	476,300	2,400	413,200	2,000	360,400	2,100	300,200	2,300	239,900	1,600	160,700	1,500	18
19	478,400	2,100	415,200	2,000	362,600	2,200	302,500	2,300	241,700	1,800	162,400	1,700	19
20	480,800	2,400	417,300	2,100	364,700	2,100	304,700	2,200	243,400	1,700	164,000	1,600	20
21	483,200	2,400	419,300	2,000	366,700	2,000	306,900	2,200	245,100	1,700	165,600	1,600	21
22	485,600	2,400	421,400	2,100	368,800	2,100	309,000	2,100	246,900	1,800	167,400	1,800	22
23	487,900	2,300	423,500	2,100	370,700	1,900	311,200	2,200	248,700	1,800	169,100	1,700	23
24	490,200	2,300	425,300	1,800	372,400	1,700	313,300	2,100	250,600	1,900	170,700	1,600	24
25	492,500	2,300	427,400	2,100	374,500	2,100	315,500	2,200	252,600	2,000	172,400	1,700	25
26	494,700	2,200	429,500	2,100	376,500	2,000	317,500	2,000	254,400	1,800	174,100	1,700	26
27	497,100	2,400	431,500	2,000	378,500	2,000	319,600	2,100	256,300	1,900	175,800	1,700	27
28	499,200	2,100	433,600	2,100	380,600	2,100	321,700	2,100	258,200	1,900	177,400	1,600	28
29	501,300	2,100	435,700	2,100	382,600	2,000	323,600	1,900	260,100	1,900	179,100	1,700	29
30	503,200	1,900	437,800	2,100	384,700	2,100	325,600	2,000	262,000	1,900	180,800	1,700	30
31	505,300	2,100	439,600	1,800	386,700	2,000	327,300	1,700	263,900	1,900	182,400	1,600	31
32	507,400	2,100	441,600	2,000	388,700	2,000	329,200	1,900	265,800	1,900	184,100	1,700	32
33	509,600	2,200	443,600	2,000	390,600	1,900	331,100	1,900	267,700	1,900	185,800	1,700	33
34	511,800	2,200	445,400	1,800	392,400	1,800	332,900	1,800	269,600	1,900	187,500	1,700	34
35	513,900	2,100	447,400	2,000	394,300	1,900	334,800	1,900	271,500	1,900	189,100	1,600	35
36	516,000	2,100	449,300	1,900	396,100	1,800	336,600	1,800	273,300	1,800	190,700	1,600	36
37	518,100	2,100	451,200	1,900	397,900	1,800	338,500	1,900	275,200	1,900	192,400	1,700	37
38	520,300	2,200	453,000	1,800	399,700	1,800	340,400	1,900	277,100	1,900	194,200	1,800	38
39	522,400	2,100	454,800	1,800	401,400	1,700	342,200	1,800	278,900	1,800	195,800	1,600	39
40	524,300	1,900	456,700	1,900	402,800	1,400	344,100	1,900	280,800	1,900	197,500	1,700	40
41	526,500	2,200	458,600	1,900	404,500	1,700	345,900	1,800	282,500	1,700	199,200	1,700	41
42	528,600	2,100	460,400	1,800	406,200	1,700	347,600	1,700	284,400	1,900	200,900	1,700	42
43	530,800	2,200	462,100	1,700	407,900	1,700	349,400	1,800	286,200	1,800	202,600	1,700	43
44	532,900	2,100	463,500	1,400	409,700	1,800	351,200	1,800	287,900	1,700	204,300	1,700	44
45	535,100	2,200	465,200	1,700	411,400	1,700	352,900	1,700	289,700	1,800	205,900	1,600	45
46	537,200	2,100	467,100	1,900	413,100	1,700	354,600	1,700	291,400	1,700	207,600	1,700	46
47	539,300	2,100	468,800	1,700	414,800	1,700	356,400	1,800	293,100	1,700	209,300	1,700	47
48	541,400	2,100	470,600	1,800	416,300	1,500	358,000	1,600	294,600	1,500	210,800	1,500	48

49	543.500	2.100	472.300	1.700	418.000	1.700	359.700	1.700	296.300	1.700	212.500	1.700	49
50	545.600	2.100	474.100	1.800	419.700	1.700	361.300	1.600	297.800	1.500	214.100	1.600	50
51	547.500	1.900	475.900	1.800	421.200	1.500	362.900	1.600	299.500	1.700	215.800	1.700	51
52	549.500	2.000	477.700	1.800	422.900	1.700	364.400	1.500	300.900	1.400	217.200	1.400	52
53	551.500	2.000	479.300	1.600	424.600	1.700	365.900	1.500	302.500	1.600	218.900	1.700	53
54	553.100	1.600	481.100	1.800	426.100	1.500	367.500	1.600	304.000	1.500	220.600	1.700	54
55	554.800	1.700	482.900	1.800	427.800	1.700	368.800	1.300	305.600	1.600	222.200	1.600	55
56	556.400	1.600	484.700	1.800	429.400	1.600	370.100	1.300	307.100	1.500	223.800	1.600	56
57	557.700	1.300	486.500	1.800	431.000	1.600	371.600	1.500	308.700	1.600	225.600	1.800	57
58	559.600	1.900	488.200	1.700	432.300	1.300	373.000	1.400	310.300	1.600	227.300	1.700	58
59	561.500	1.900	489.800	1.600	433.800	1.500	374.500	1.500	311.800	1.500	229.000	1.700	59
60	563.300	1.800	491.500	1.700	435.200	1.400	375.800	1.300	313.400	1.600	230.700	1.700	60
61	565.100	1.800	493.200	1.700	436.700	1.500	377.000	1.200	314.900	1.500	232.100	1.400	61
62	566.800	1.700	494.900	1.700	437.700	1.000							62
63	568.500	1.700	496.600	1.700	439.200	1.500							63
64	570.200	1.700	498.200	1.600	440.400	1.200							64
65	571.800	1.600	499.800	1.600	441.900	1.500							65
66	573.300	1.500	501.300	1.500	443.400	1.500							66
67	574.900	1.600	502.900	1.600	444.600	1.200							67
68	576.300	1.400	504.600	1.700	446.100	1.500							68
69	577.900	1.600	506.300	1.700	447.600	1.500							69
70	579.300	1.400	508.000	1.700	449.000	1.400							70
71	580.800	1.500	509.700	1.700	450.500	1.500							71
72	582.300	1.500	511.400	1.700	452.000	1.500							72
73	583.700	1.400	512.900	1.500	453.400	1.400							73
74	585.000	1.300	514.500	1.600	454.700	1.300							74
75	586.400	1.400	516.000	1.500	456.100	1.400							75
76	587.800	1.400	517.500	1.500	457.500	1.400							76
77	589.100	1.300	519.000	1.500	458.900	1.400							77
78			520.400	1.400	460.200	1.300							78
79			521.700	1.300	461.500	1.300							79
80			523.000	1.300	462.800	1.300							80
81			524.300	1.300	463.800	1.000							81
82			525.500	1.200	464.800	1.000							82
83			526.700	1.200	465.800	1.000							83
84			528.000	1.300	466.900	1.100							84
85			529.300	1.300	467.900	1.000							85
86			530.500	1.200	468.900	1.000							86
87			531.600	1.100	469.900	1.000							87
88			532.700	1.100	470.900	1.000							88
89			533.900	1.200	471.900	1.000							89
90					472.900	1.000							90
91					473.900	1.000							91
92					474.900	1.000							92
93					475.900	1.000							93
94					476.800	900							94
95					477.700	900							95
96					478.600	900							96
97					479.500	900							97

4 この規程により生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年11月30日平成28年度規程第13号）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成28年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年12月28日平成28年度規程第26号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日平成28年度規程第35号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第3項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月31日平成29年度規程第9号）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成29年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成30年12月31日平成30年度規程第15号）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成30年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2019年11月30日2019年度規程第20号）

- 1 この規程は、2019年12月1日から施行し、2019年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を2019年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2021年3月31日2020年度規程第52号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年5月31日2022年度規程第6号）

この規程は、2022年6月1日から施行する。

附 則（2022年6月30日2022年度規程第23号）

この規程は、2022年7月1日から施行する。

附 則（２０２２年９月３０日２０２２年度規程第３１号）
この規程は、２０２２年１０月１日から施行する。

附 則（２０２２年１１月３０日２０２２年度規程第３９号）
この規程は、２０２２年１２月１日から施行し、２０２２年４月１日から適用する。

附 則（２０２３年１１月３０日２０２３年度規程第１４号）
この規程は、２０２３年１２月１日から施行し、２０２３年４月１日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正後の第４条の２（特別昇給） ２０２４年７月１日
- 二 改正後の第２条第二号の諸手当のうち住居手当及び第１０条の２（住居手当） ２０２４年４月１日

附 則（２０２４年１２月３１日２０２４年度規程第４７号）
この規程は、２０２５年１月１日から施行し、２０２４年４月１日から適用する。

附 則（２０２５年３月１９日２０２４年度規程第６８号）
この規程は、２０２５年４月１日から施行する。

別表第1

号俵	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		号俵
	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	
1	444,300	2,500	384,700	1,800	313,500	2,600	246,500	2,500	233,400	2,700	175,500	1,600	1
2	446,800	2,600	386,500	2,000	316,100	2,600	249,000	2,600	236,100	2,600	177,100	1,500	2
3	449,400	2,500	388,500	2,200	318,700	2,600	251,600	2,600	238,700	2,600	178,600	1,700	3
4	451,900	2,300	390,700	2,400	321,300	2,600	254,200	2,500	241,300	2,100	180,300	1,600	4
5	454,200	2,400	393,100	2,100	323,900	2,600	256,700	2,500	243,400	2,500	181,900	1,600	5
6	456,600	2,300	395,200	2,000	326,500	2,600	259,200	2,500	245,900	2,100	183,500	1,700	6
7	458,900	2,400	397,200	2,100	329,100	2,600	261,700	2,500	248,000	1,800	185,200	1,700	7
8	461,300	2,400	399,300	2,500	331,700	2,600	264,200	2,500	249,800	2,300	186,900	2,300	8
9	463,700	2,400	401,800	2,300	334,300	2,300	266,700	2,500	252,100	1,600	189,200	2,700	9
10	466,100	2,400	404,100	2,400	336,600	2,100	269,200	2,500	253,700	1,700	191,900	2,200	10
11	468,500	2,300	406,500	2,300	338,700	1,700	271,700	2,500	255,400	1,800	194,100	2,000	11
12	470,800	2,200	408,800	2,300	340,400	2,100	274,200	2,500	257,200	1,300	196,100	2,300	12
13	473,000	2,400	411,100	2,000	342,500	2,000	276,700	2,500	258,500	1,600	198,400	2,000	13
14	475,400	2,200	413,100	2,000	344,500	2,000	279,200	2,500	260,100	1,900	200,400	1,800	14
15	477,600	2,300	415,100	2,200	346,500	2,000	281,700	2,500	262,000	1,600	202,200	2,000	15
16	479,900	2,300	417,300	2,000	348,500	1,600	284,200	2,500	263,600	1,600	204,200	1,800	16
17	482,200	2,400	419,300	1,700	350,100	2,000	286,700	2,100	265,200	1,100	206,000	1,400	17
18	484,600	2,100	421,000	2,000	352,100	1,600	288,800	1,700	266,300	900	207,400	1,900	18
19	486,700	2,400	423,000	2,100	353,700	1,500	290,500	2,000	267,200	1,100	209,300	1,600	19
20	489,100	2,400	425,100	1,900	355,200	1,900	292,500	1,800	268,300	900	210,900	1,600	20
21	491,500	2,400	427,000	2,000	357,100	1,600	294,300	1,900	269,200	1,100	212,500	600	21
22	493,900	2,300	429,000	2,100	358,700	1,900	296,200	1,000	270,300	1,200	213,100	1,700	22
23	496,200	2,300	431,100	1,800	360,600	1,800	297,200	1,900	271,500	800	214,800	600	23
24	498,500	2,300	432,900	2,100	362,400	1,800	299,100	2,000	272,300	900	215,400	1,300	24
25	500,800	2,200	435,000	2,100	364,200	1,800	301,100	1,900	273,200	1,200	216,700	1,100	25
26	503,000	2,400	437,100	2,000	366,000	1,700	303,000	1,500	274,400	700	217,800	500	26
27	505,400	2,100	439,100	2,100	367,700	1,700	304,500	1,100	275,100	1,300	218,300	1,600	27
28	507,500	2,000	441,200	1,800	369,400	1,800	305,600	1,200	276,400	1,000	219,900	1,700	28
29	509,500	1,900	443,000	2,000	371,200	1,600	306,800	1,500	277,400	1,000	221,600	1,300	29
30	511,400	2,100	445,000	1,800	372,800	2,000	308,300	1,600	278,400	1,000	222,900	1,000	30
31	513,500	2,100	446,800	2,000	374,800	2,000	309,900	1,800	279,400	1,000	223,900	1,500	31
32	515,600	2,200	448,800	2,000	376,800	1,700	311,700	1,800	280,400	1,000	225,400	1,100	32
33	517,800	2,200	450,800	1,800	378,500	1,700	313,500	1,800	281,400	1,200	226,500	800	33
34	520,000	2,100	452,600	2,000	380,200	2,100	315,300	1,700	282,600	1,000	227,300	1,000	34
35	522,100	2,100	454,600	1,900	382,300	1,900	317,000	1,500	283,600	1,000	228,300	1,100	35
36	524,200	2,100	456,500	1,900	384,200	2,000	318,500	1,800	284,600	1,300	229,400	1,400	36
37	526,300	2,200	458,400	1,800	386,200	2,100	320,300	1,600	285,900	1,000	230,800	1,200	37
38	528,500	2,100	460,200	1,800	388,300	1,800	321,900	1,800	286,900	1,000	232,000	1,200	38
39	530,600	1,900	462,000	1,900	390,100	1,900	323,700	1,600	287,900	1,400	233,200	1,100	39
40	532,500	2,200	463,900	1,900	392,000	2,000	325,300	1,900	289,300	1,100	234,300	1,500	40
41	534,700	2,100	465,800	1,800	394,000	2,000	327,200	1,400	290,400	1,100	235,800	1,000	41
42	536,800	2,200	467,600	1,700	396,000	1,800	328,600	1,700	291,500	1,400	236,800	1,300	42
43	539,000	2,100	469,300	1,400	397,800	1,800	330,300	1,600	292,900	1,400	238,100	1,000	43
44	541,100	2,200	470,700	1,700	399,600	1,800	331,900	1,900	294,300	1,500	239,100	900	44
45	543,300	2,100	472,400	1,900	401,400	1,800	333,800	1,600	295,800	1,500	240,000	1,100	45
46	545,400	2,100	474,300	1,700	403,200	1,800	335,400	1,500	297,300	1,500	241,100	900	46
47	547,500	2,100	476,000	1,800	405,000	1,800	336,900	1,400	298,800	1,500	242,000	400	47
48	549,600	2,100	477,800	1,700	406,800	1,600	338,300	1,500	300,300	1,600	242,400	900	48
49	551,700	2,100	479,500	1,800	408,400	1,300	339,800	1,500	301,900	1,400	243,300	1,100	49
50	553,800	1,900	481,300	1,800	409,700	1,600	341,300	1,500	303,300	1,700	244,400	700	50
51	555,700	2,000	483,100	1,800	411,300	1,600	342,800	1,500	305,000	1,400	245,100	800	51
52	557,700	2,000	484,900	1,600	412,900	1,700	344,300	1,700	306,400	1,600	245,900	500	52
53	559,700	1,600	486,500	1,800	414,600	1,800	346,000	1,800	308,000	1,500	246,400	900	53
54	561,300	1,700	488,300	1,800	416,400	1,700	347,800	1,800	309,500	1,600	247,300	400	54

別表第2

特別都市手当の支給地域及び支給割合（第15条関係）

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の14
神奈川県川崎市	100分の10
別に定める支給地域	別に定める支給割合

備考

この表の支給地域欄に掲げる名称は、2025年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。